株主各位

証券コード7877 2019年6月12日

大阪市平野区平野北二丁目3番9号

永大化工株式会社

代表取締役社長 大 野 裕 之

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご 通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2019年6月27日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号

J R 天王寺駅東口

都シティ 大阪天王寺(旧:天王寺都ホテル) 5階 高取の間 (末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第64期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告および計算 書類の内容報告の件
 - 2. 第64期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第8号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第9号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に 限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

[◎]時節柄、株主さまにおかれましては、軽装(クールビズ)でご出席下さいますようお願い申し上げます。

[◎]株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.eidaikako.co.jp/) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資や企業収益が引き続き堅調に推移するなか、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は緩やかな持ち直しの動きが見られ、総じて回復基調が続いております。一方、世界経済は、米国政権の保護主義への傾斜と米中の貿易摩擦の長期化および中国景気の減速に伴う国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループにおきましては、押出成形、純正フロアーマットメーカーとして顧客のニーズに沿った新製品の開発から既存品の高付加価値商品化を高め、積極的な営業展開を進めるとともに、コスト競争力のある生産調達ルートの確立と生産性の向上を図り、収益体質の強化に努めてまいりました。

また、2019年4月10日付で株式会社 K & Mを完全子会社化いたしました。同社の主力製品の合成木材は、環境に配慮した原材料の活用から開発されたものであります。今後の経営環境の変化に対応した広範囲な産業分野の活用への取り組みなど、当社グループの異型押出成形加工の技術力強化およびプラスチック製品の成長分野として期待できるものと考えております。

このような状況のなか、当連結会計年度におきましては、売上高80億93百万円(前期比0.1%減)となりました。利益面につきましては、営業利益3億6百万円(前期比13.1%増)となり、営業外収益に為替差益27百万円を計上したことなどから、経常利益3億55百万円(前期比50.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2億59百万円(前期比36.8%増)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(自動車用品部門)

自動車用品関連につきましては、国内新型車の販売が順調であったこと、特に顧客満足度の高い車種に人気が集まり、多目的スポーツ車や一部の軽自動車の好調な販売により、純正フロアーマットの売上は増加いたしました。また、新アイテムの純正オールウェザーマットの売上も順調であることなどから、売上高63億58百万円(前期比1.7%増)、営業利益2億57百万円(前期比40.9%増)となりました。

(産業資材部門)

産業資材関連につきましては、下水道補修用部材の売上は順調に伸ばしておりますが、ICデバイスや各種電子部品等の搬送・保管用トレーの半導体関連部材等の売上は、電子部品業界において、一部で米中貿易摩擦に伴う生産調整による受注減少が影響していることなどから、売上高17億34百万円(前期比6.1%減)、営業利益49百万円(前期比44.4%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、2億89百万円であります。 なお、これに要した設備投資は、自己資金によってまかないました。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

Image: section of the	分	期別	第 61 期 2016年3月期	第 62 期 2017年3月期	第 63 期 2018年3月期	第64期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売	上	高(百万円)	6,695	6,912	8,101	8,093
経	常利	益(百万円)	40	189	235	355
	会社株主に る 当 期 純 ラ		26	150	189	259
1 枚	株当たり当	期純利益(円)	4.12	23.74	149.85	205.05
総	資	産(百万円)	7,931	8,354	8,815	8,970
純	資	産(百万円)	6,203	6,302	6,475	6,620
1 †	朱当たり糸	吨資産額 (円)	979.60	995.27	5,114.19	5,229.03

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 - 2. 第63期および第64期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、2018年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
 - 3. 当連結会計年度より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用し、繰延税金資産の区分を組み替えによる表示の変更を行っており、第63期の総資産につきましては、遡及適用した数値で表示しております。
 - [第61期] 政府の経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用環境は緩やかな回復基調が続いております。自動車用品部門においては、小型車・軽自動車向けを中心に好調に推移し、産業資材部門においては、電子部品向け部材および高採算商品の売上は順調に推移したものの、家電用部材および鋼製家具用部材の落ち込み等があり、売上高66億95百万円(前期比2.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益26百万円(前期比86.7%減)となりました。
 - [第62期] 政府による経済・金融政策等を背景に雇用環境および企業収益は緩やかな回復基調が続いております。当社グループにおきましては、国内外の積極的な営業展開を進めるとともに、コスト競争力のある生産調達ルートの確立と生産効率の向上を図り、収益体質の強化に努めた結果、売上高69億12百万円(前期比3.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1億50百万円(前期比366.4%増)となりました。

[第63期] 設備投資や雇用環境の改善など企業収益は緩やかな回復基調が続いております。自動車用品部門においては、国内新型車の販売が好調に推移したことを受け、イニシャル受注が集中し売上は好調でありました。産業資材部門においては、冷蔵庫や洗濯機など家電用関連部材は低調でありましたが、各種電子部品等の半導体関連部材の売上が順調であったことなどから、売上高81億1百万円(前期比17.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1億89百万円(前期比26.2%増)となりました。

[第64期] 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
永大化エベトナム会社	4,000千US\$	100.00%	自動車用品関連および産業資材関連

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、設備投資や雇用環境の改善など引き続き緩やかな回復基調が続くものと期待されておりますが、物価上昇を受けての消費者の節約志向も依然根強く、今後の消費者マインドの低下も懸念されるなど予断を許さない状況であると思われます。

当社グループは創業から現在まで培ってきた強みを生かし、グローバルビジネスの拡大による「量の追求」と付加価値を高める「質の追求」を目標に掲げ、企画開発設計から提案までのトータルサポートを強化し、お客様視点でのものづくりに挑戦し続けることで合成樹脂成形メーカーとして、存在感を期待される企業を目指しチャレンジを続けることで社会の発展に貢献しようと考えております。

これらを実現するための中長期的な課題として、重点方針を以下のとおり定めております。

- ・顧客満足度向上を目指した営業戦略の強化
- ・購買/調達領域のコスト体質改革と管理一元化
- ・生産/品質領域のグローバル保証体制の確立
- ・開発力のレベルアップおよび安全性を主体とした物作りの徹底
- ・原価/経費を意識した収益体質の確立

これらの取り組みに加え、継続的な事業の展開をしていくためにリスクマネジメント体制の強化とコンプライアンス体制の徹底を図り、コーポレートガバナンスを充実してまいります。

今後とも当社の存在価値を高め、更なる売上、利益の向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

自動車用品部門:各種自動車用フロアーマット

産業資材部門:半導体関連部材、家電製品関連パーツ、オフィス家具関連パーツ、住宅建材、景観材、

シャッター式風呂蓋、下水道補修用部材等

(8) 主要な営業所および工場(2019年3月31日現在)

① 当社

本 社 大阪市平野区平野北二丁目3番9号

奈良工場 奈良県香芝市尼寺408

② 子会社等 永大化工ベトナム会社 (ベトナム社会主義共和国)

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比較増減
493名	25名増

(注) 従業員数には、臨時従業員27名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

区	分	従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男	性	85名	4名増	42.7歳	15.3年
女	性	32名	2名増	37.6歳	10.5年
合計または平均		117名	6名増	41.4歳	14.0年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役2名および臨時従業員27名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

			借	J	(先				借入残高
\Box	本	生	命	保	険	相	互	会	社	100百万円
株	式	会	社	Ā	'	ਰ "	ほ	銀	行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

4,000,000株 1,460,000株

1,460,000株 (うち自己株式193,944株)

(3) 当事業年度末の株主数

894名 (前期末比72名増)

(4) 大株主

	株	主	名		持	株 数	持 株	比率
和	\boxplus	IE	-	行		122千株		9.67%
永 大	化	工 共	栄	会		120		9.54
有限会	せウェル	・エンタ	ープライ	イズ		51		4.10
加	貫	る	1)	子		41		3.24
遠	Ш	和]	子		40		3.16
日本トラ	スティ・サー	- ビス信言	托銀行株式:	会社		36		2.91
G M O	クリッ	ク証券	株 式 会	注社		35		2.76
星和	電機	株	式 会	社		32		2.56
和	\boxplus	和]	子		32		2.54
インタラ?	フティブ・フ	゛ローカー	ズ証券株式	会社		31		2.49

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式 (193,944株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(2019年3月31日現在)

地	位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取	? 締役社長	大 野 裕 之	海外部門統括 永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD
専 務	取締役	浦 義 則	財務・経理・IR統括 永大化工ベトナム会社 Director
常務	取 締 役	尾崎全孝	天理事業本部担当兼総務部長
取	締 役	山 本 幸 男	栃木事業本部長
取	締 役	鈴 木 広 二	自動車用品営業部門統括兼奈良事業本部長
取	締 役	籔 本 憲 靖	
常勤	監 査 役	佐 藤 吉 弘	
監	査 役	本 渡 諒 一	弁護士 心斎橋総合法律事務所所長
監	査 役	北畠昭二	税理士 北畠税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役籔本憲靖氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役本渡諒一、北畠昭二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役本渡諒一氏は、弁護士として企業法務等相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役北畠昭二氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	97,000千円 (4,440千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,977千円 (5,840千円)
合 計	9名	111,977千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む) 21,289千円を含んでおりません。
 - 2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,377千円(取締役12,000千円、監査役1,376千円)を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

主な活動

取締役会等への出席状況および発言状況

_		,
区分	氏 名	出席状況および発言状況
取締役	籔 本 憲 靖	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、企業経営者 としての豊富な経験を踏まえ、議案・審議等につき必要な発言を適 宜行っております。
監査役	本渡涼一	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	北島昭二	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合や、継続監査年数等を勘案し、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容として決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 報酬等の額

区分	支 給 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、 監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認 し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項 の同意を行っております。

- 2. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。)の監査を受けております。
- 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章「永大化エコンプライアンス行動基準」を2004年7月に制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを代表取締役社長が宣言している。引き続き、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス統括部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会規程に基づきコンプライアンス委員会(社外者を含む)を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ コンプライアンス責任者および取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。従業員等が直接情報提供を行う手段として、内部通報の処理に関する規程に基づくコンプライアンスホットラインを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ④ 従業員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会から総務部に処分を求め、役員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する統括責任者を取締役の中から任命し、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程(以下、文書管理規程等という。)に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程等の改廃については、監査役会の承認を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各社は、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、全てのステークホルダーに貢献することを目指しており、目的達成に影響を及ぼす様々なリスクを適正に把握し、その未然防止および万一の発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付け、その上で会社全体のリスクマネジメント体制を構築し、その実践を推進すると共に継続的に改善していくこととし、リスク管理規程を定め、リスクマネジメント管理責任者を取締役の中から任命し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「リスク管理委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 職務権限・意思決定ルールの策定
- ② 取締役を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを 活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役、事業本部長およびグループ各社の社長は、各部門の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立に向けた運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査役ならびに内部監査部門は、当社およびグループ各社の監査ならびに内部監査を実施し、その結果を内部統制担当部門および当社取締役、事業本部長、グループ各社の社長等の責任者に報告する。内部統制担当部門は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、グループ各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、関係会社管理規程を定める。
- ⑤ 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の重要事項について報告を受け、必要がある場合には、指導・助言を行う。
- ⑥ グループ各社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合は、当社に報告する。
- ② 当社は、当社グループ中期経営計画を定め、それに基づき、グループ各社が策定した年度計画を審査 し、年度予算を決定する。また月次決算等の報告を受け、経営状況を把握し、経営課題について、適宜速 やかに協議、指導・助言を行う。

(6) 反社会的勢力排除を確保するための体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの認識を共有し徹底を図る。また、コンプライアンス統括部門および管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関と連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

- (7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役は、内部監査部門の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より 監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部門の責任者等の指揮命令を 受けないものとする。
 - ② 当社は、監査役の職務を補助すべき内部監査部門の職員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社取締役および従業員に周知徹底する。
- (8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する 体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保 するための体制
 - ① 当社およびグループ各社の取締役および従業員は、監査役および監査役会に対して、法定の事項、業務の執行状況、内部監査状況、その他当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等、下記事項について報告することとする。また、監査役は、取締役および従業員の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。
 - 1. 取締役会および経営会議で決議された事項
 - 2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 3. 毎月の経営状況として重要な事項
 - 4. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 5. 重大な法令・定款違反
 - 6. コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
 - 7. その他コンプライアンス上重要な事項
 - ② 当社およびグループ各社の従業員は前項2および5に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
 - ③ 監査役へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還を請求したときは、 当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役社長および監査部門責任者は、監査役監査の環境整備等について、監査役および監査役会との十分な協議、検討の機会を設けることにより監査の実効性確保に努める。
 - ② 当社は、監査役および監査役会に対して、必要に応じ外部の弁護士、会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保することに努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と同時開催を原則とし、定期的に開催しております。
- ② 社内規程に基づき、「コンプライアンスホットライン」および「迷惑行為相談窓口」の徹底を行い、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理委員会の下、全事業部門のリスクの抽出・評価・改善策を検討し、全社的なリスク管理の推進と情報共有を図っております。
- ④ リスク管理委員会では、重要リスクを選定の上、評価・改善策の検討を進めております。
- ⑤ 子会社は、定期的に子会社管理部門および代表取締役社長に、月次決算等職務執行状況等の報告を行っております。
- ⑥ 取締役会を月1回以上開催し、各議案についての審議、各事業部門、子会社の月次業績報告を受ける 等、取締役および監査役の情報共有を図っております。
- ② 監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行い、必要に応じて当社取締役および使用人に説明を求め、取締役の職務の執行の適正性を確認しております。
- ⑧ 監査役は、定例の監査役会等による監査役相互の情報共有の他、社外取締役、内部監査室および会計監査人との定期的および適宜の情報交換や当社代表取締役社長の定期的な面談を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、当社の経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂製品の専門メーカーとして、永年にわたり培った技術力の蓄積と経験に対する理解ならびに、取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社子会社およびその役職員との間で長期間にわたって築かれた信頼関係への理解が不可欠でありこれらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することができないものと考えております。

当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があるものと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値 ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これら の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものと考えております。

当社グループは、永続的に利益を出せる成長企業であり続けることで、お客様に笑顔と感動を与えられる価値を提供し、グローバルで存在感のある合成樹脂メーカーとして産業資材分野ならびに自動車用品分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

産業資材部門では、各々の用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品など広範囲な産業分野に供給しておりますが、これらの製品は、エンドユーザーである個人の消費動向に左右され易く、経営成績に影響を及ぼす可能性があることから、個人消費の影響を受けにくい分野である公共事業関連にも注力していくほか、効率化、合理化を一層進め、商品企画力を発揮し、適正な収益確保を図ります。

また、自動車用品部門では、自動車用フロアーマットの製造販売を主軸とし、国内外の大手自動車メーカーの純正品として採用されておりますが、これらOEM純正フロアーマットは、自動車の販売動向が当事業の販売実績に直結することは否めません。当社においては、メーカー純正品としての高付加価値を提供するほか、軽自動車中心にデザイン性や遊び心を取り入れ、新たな購買層をターゲットとして展開しており、これらの生産については、専用の生産設備をベトナムの子会社に新設し、本格稼働しております。今後、国内の自動車販売台数の減少懸念はありますが、商品開発力を強化することにより、付加価値の高い魅力的な商品開発を行い、シェアの拡大および収益拡大を図ります。

(3) 基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定か支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、株式の大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

そこで当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの概要は次のとおりです。

当社の議決権割合の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間(大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。)経過後にのみ開始されるものとします。

当該買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置(大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等)を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は、2016年6月29日開催の定時株主総会終結の時から2019年3月期の事業 年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 基本方針の具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

③ 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- · 籔本憲靖(当社社外取締役)
- ・渡邊 徹(弁護士、北浜法律事務所パートナー)
- ·平塚博路(公認会計士、仰星監査法人社員)
- ⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役会の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)」ではありません。また、当社は取締役の任期を2年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)」でもありません。

⁽注) 本事業報告中の記載金額および株式数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 (が部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	5,650,231	流動負債	1,833,609
現 金 及 び 預 金	2,086,734	支払手形及び買掛金	637,180
受取手形及び売掛金	1,646,650	電子記録債務	693,479
 商品及び製品	833,188	短 期 借 入 金 未 払 法 人 税 等	50,000 83,962
性 掛 品	162,202		116,566
原材料及び貯蔵品	777,986		5,800
		そ の 他	246,620
未 収 入 金	82,761	固 定 負 債	516,883
その他	60,706	長期借入金	100,000
固定資産	3,320,503	再評価に係る繰延税金負債	281,303
有 形 固 定 資 産	2,653,026	役員退職慰労引当金	54,578
建物及び構築物	612,695	退職給付に係る負債 負 債 合 計	81,001 2,350,492
機械装置及び運搬具	419,590	<u> </u>	の 部
工具、器具及び備品	74,815	株主資本	6,026,286
土 地	1,544,809	資 本 金	1,241,700
建設仮勘定	1,115	資 本 剰 余 金	1,203,754
無形固定資産	228,044	利 益 剰 余 金	3,818,509
		自己株式	△237,677
土地使用権	212,231	その他の包括利益累計額	593,954
その他	15,813	その他有価証券評価差額金 繰延へッジ損益	36,621 △2,005
投資その他の資産	439,432	世界にカッショ金	476,930
投 資 有 価 証 券	129,549		100,012
繰 延 税 金 資 産	93,146	退職給付に係る調整累計額	△17,603
その他	216,736	純 資 産 合 計	6,620,241
資 産 合 計	8,970,734	負債及び純資産合計	8,970,734

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

		科					Ħ		金	額
売				上		高				8,093,203
売			上		原	価				6,102,458
売		上		総	利	益				1,990,745
販	売	費	及	びー	般質	理 費				1,684,328
営			業		利	益				306,417
営		業		外	収	益				
	受			取		利		息	349	
	受			取	配	:	当	金	2,358	
	受			取	賃		貸	料	4,444	
	為			替		差		益	27,891	
	補			助	金		収	入	10,300	
	そ				\mathcal{O}			他	6,428	51,772
営		業		外	費	用				
	支			払		利		息	828	
	そ				\mathcal{O}			他	1,397	2,226
経			常		利	益				355,963
特			別		利	益				
	古		定	資	産	売	却	益	3,088	3,088
特			別		損	失				
	古		定	資	産	処	分	損	483	483
税	金	等訓	司 羽	整 前 当	当期為	純 利 益				358,569
法	人	税、	住	民 税 2	及び	事 業 税			96,535	
法)		税	等	調	整 額			2,410	98,945
117		期		純	利	益				259,623
当	到 期 利 益 259,623 親会社株主に帰属する当期純利益 259,623									

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

(単位:千円)

項目		株	主資	本	
項 目 	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	1,241,700	1,203,754	3,628,526	△237,444	5,836,536
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△69,640		△69,640
親会社株主に帰属する当期純利益			259,623		259,623
自己株式の取得				△232	△232
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			189,983	△232	189,750
2019年3月31日残高	1,241,700	1,203,754	3,818,509	△237,677	6,026,286

		その他の包括利益累計額					
項 目 	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
2018年4月1日残高	61,000	△4,567	476,930	123,459	△17,817	639,004	6,475,541
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△69,640
親会社株主に帰属する当期 純利益							259,623
自己株式の取得							△232
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△24,378	2,561	_	△23,447	214	△45,049	△45,049
連結会計年度中の変動額合計	△24,378	2,561		△23,447	214	△45,049	144,700
2019年3月31日残高	36,621	△2,005	476,930	100,012	△17,603	593,954	6,620,241

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

永大化工ベトナム会社 (ベトナム)

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな 卸 資 産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品につき、当社は主として移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、連結子会社は移動平均法に基づく低価法を各々採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

当社は定率法、連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4 月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 7~50年

機械装置及び運搬具 2~8年

工具、器具及び備品 2~10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用 しております。

(3) 重要な引当金の計 ト基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員當与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の 資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場 により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- ② 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務につ いては振当処理を行っております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引(為替予約取引、オプション取引)

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

ホ. リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が 実行および管理を行っております。

- ③ 退職給付に関する会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

口. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

4. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

「連結貸借対照表に関する注記」

1. 期末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日末期手形を満期日に決済が行われたとして処理しております。

 16.038壬円

31,790千円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物 460,255千円

土地1,533,153千円計1,993,409千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金 50,000千円

 長期借入金
 100,000千円

 計
 150,000千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の

延納に関する保証

31,507千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

3,937,026千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の

期末における時価と

再評価後の帳簿価額との

△658,894千円

差額

[連結損益計算書に関する注記]

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売 上 原 価

2,627千円

「連結株主資本等変動計算書に関する注記」

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

1,460,000株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

株式の種類	配当の原資	配当金 の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	69,640千円	11円00銭	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

株式の種類	配当の原資	配当金 の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	82,293千円	65円00銭	2019年3月31日	2019年6月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

[金融商品に関する注記]

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金および余剰資金の範囲内で安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、外貨建取引金額の範囲内で為替相場の変動によるリスクを軽減する目的のために 先物為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて適宜把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金および長期借入金(原則として5年以内)は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち長期借入金は、金利の変動リスクを回避するため固定金利での借入を基本としており、変動金利の長期借入金は現在ありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に 資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,086,734	2,086,734	_
(2) 受取手形及び売掛金	1,646,650	1,646,650	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	129,549	129,549	_
資産計	3,862,934	3,862,934	_
(1) 支払手形及び買掛金	637,180	637,180	_
(2) 電子記録債務	693,479	693,479	_
(3) 短期借入金	50,000	50,000	_
(4) 長期借入金 (※1)	100,000	99,788	△211
負債計	1,480,659	1,480,448	△211
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,884)	(2,884)	_
デリバティブ取引計	(2,884)	(2,884)	_

- (※1) 一年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項 資産

- (1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、ならびに(3) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日に おける契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位:千円)

ヘッジ会計デリバティブ		主なヘッジ対象	契約	時価		
の方法	取引の種類等	主体ペクク対象		うち1年超	<u>1</u> 4 ∫∭	
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	262,135		(4,586)	
原則的処理方法	オプション取引 売建 米ドル 買建 米ドル	買掛金	2,074 1,715		1,702	
合計			265,924		(2,884)	

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

5,229円03銭

1株当たり当期純利益

205円05銭

(注) 当社は、2018年10月1日をもって普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

[重要な後発事象]

株式会社 K & M との株式交換

当社は、2019年2月15日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社 K & M (以下「K & M) といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換の実施は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに、また、K&Mについては、2019年3月5日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2019年4月10日を効力発生日(以下「本株式交換効力発生日」といいます。)として実施いたしました。

1. 本株式交換の目的

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成され、合成樹脂各種成型品の製造及び販売を行っております。具体的には、自動車用品関連と産業資材関連の二つのセグメントにより構成され、自動車用品関連では、自動車用フロアーマットの製造及び販売を行い、国内外の大手自動車メーカーの純正品として採用され

ています。また、産業資材関連では、様々な用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造及び販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品、下水道補修用部材など広範囲な産業分野に製品を供給しております。

一方、K&Mは、2009年8月に設立され、合成木材の製造販売を行っております。具体的には建築・土木資材として、合成木材を原資材とするデッキ、ルーバー・パーゴラ、フェンス、手摺り、ベンチなどのエクステリア関連部材の製造販売を行っております。これらの製品は天然木材に劣らない木質感をプラスチックス成形で再現し、木のあたたかさ・プラスチックの可能性を兼ね備えた素材として提供しております。

当社は、当社グループの経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂各種成型品の専門メーカーとして、長年にわたり培った技術力の蓄積と経験により、ものづくりに挑戦し続けることで、その存在感を期待される企業を目指し、社会の発展に貢献しようと考えております。

K&Mの取り扱う合成木材の成形方法は、当社と同様の異型押出成形であることから双方の技術力が生かされ、研究開発力の強化につながります。また、資材の共同調達、販売先の共同開拓などにより、広範囲な産業分野に多種多様な製品の供給に努めることができます。さらには、経営環境の変化に対応した新規事業の企画及び開発などを創造する役割としてもK&Mを当社グループの1社とすることが、当社グループの企業価値を高めることとなり、そしてグループ一体となって事業展開していくことが両社にとって将来の業容拡大のために有意義であるとの結論に至り、この度、株式交換を実施することとなりました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日 (当社)・臨時株主総会決議日 (K & M)	2019年2月15日		
本株式交換契約締結日(両社)	2019年2月15日		
臨時株主総会開催日(K & M)	2019年3月5日		
本株式交換効力発生日	2019年4月10日		

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、K&Mを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに、また、K&Mについては、2019年3月5日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2019年4月10日を効力発生日として実施いたしました。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	K & M (株式交換完全子会社)		
本株式交換に係る割当比率	1	1.46		
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式:173,740株			

(注) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社が K & Mの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における K & Mの株主の皆様に対し、その保有する K & M株式に代えて、上記表に記載の本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を発行いたしました。

なお、本株式交換に際して新規の株式発行は行わず、当社が保有する自己株式を株式の割当てに 充当いたしました。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により、当社の完全子会社となるK&Mは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はございません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びK&Mから独立した第三者算定機関である梅ヶ枝中央会計株式会社(以下「梅ヶ枝中央会計」といいます。)を選定し、本株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

当社は、梅ヶ枝中央会計による K & Mの株式価値の算定結果を参考に、 K & Mの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、 K & M との間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における株式交換比率は梅ヶ枝中央会計が算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の株主にとって不利益なものではなく、妥当であるとの判断に至り合意しました。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

資 産 の	D 部	負 債 (が部
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,610,670	流動負債	1,966,330
現 金 及 び 預 金	1,794,304	支払手形	98,857
受 取 手 形	108,917	電子記録債務 買 掛 金	693,479 709,296
電子記録債権	97,592	短期借入金	50,000
売 掛 金	1,415,397	電 子 記 録 債 務 買 掛	135,849
一年以内回収予定の関係会社長期貸付金	27,752	未 払 費 用	52,679
商品及び製品	855,198	未払法人税等	78,868
性 掛 品	53,885	前受収益	400
原材料及び貯蔵品	182,039	預 り 金 賞 与 引 当 金	10,203 97,853
前払費用	4,235	役員賞与引当金	5,800
未 収 入 金	1,018,859	役 員 賞 与 引 当 金 設 備 関 係 未 払 金	17,959
- パース	52,487	│ そ の 他	15,083
固定資産	3,149,463	固定負債	455,131
有形固定資産	2,169,953	長 期 借 入 金 再評価に係る繰延税金負債	100,000 281,303
建物	475,226	一番音画に係る様延悦並具頂	19,249
構築物	4,606	役員退職慰労引当金	54,578
機械及び装置	116,374	負 債 合 計	2,421,461
車輌及び運搬具	14,852	純 資 産	の部
工具、器具及び備品	14,084	株立主資本	5,827,126
土 地	1,544,809	資本金	1,241,700
	1,544,609	資本剰余金 資本準備金	1,203,754 1,203,754
建設仮勘定 無形固定資産	8,311		3,619,349
	-	利益準備金	167,250
	7,893	その他利益剰余金	3,452,099
電話加入権	418	固定資産圧縮積立金	28,268
投資その他の資産	971,198	別途積立金	2,300,000
投資有価証券	129,549	繰越利益剰余金 自己株式	1,123,830 \triangle 237,677
関係会社思维化	470,469	日 日 八 八 評価・換算差額等	511,545
関係会社長期貸付金	83,257	その他有価証券評価差額金	36,621
長期前払費用	2,354	繰延ヘッジ損益	△2,005
繰延税金資産	71,184	土地再評価差額金	476,930
その他	214,382	純 資 産 合 計	6,338,672
資産合計	8,760,133	負債及び純資産合計	8,760,133

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

		科				B		金	額
売			上		高				7,893,289
売		上		原	価				6,194,489
売		上	総	利	益				1,698,799
販	売	費及	びー	般 管	理 費				1,474,115
営		業		利	益				224,683
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	3,116	
	受		取	配	<u> </u>	á	金	2,358	
	為		替		差		益	40,265	
	受		取	賃	貸	Ü	料	4,444	
	補		助	金	Щ	Z	入	10,300	
	そ			\mathcal{O}			他	8,542	69,027
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	828	
	売		上		割		引	449	
	賃	貸	資	産	維	持	費	915	
	そ			の			他	10	2,203
経		常		利	益				291,507
特		別		利	益				
	古	定	資	産	売	却	益	286	286
特		別		損	失				
	固	定	資	産	処	分	損	483	483
税	引	前	当 期	純	利 益				291,311
法	人	锐、 住	民税	及び事	第 業 税			83,475	
法	J	、税	等	調	整 額			6,729	90,205
当		期	純	利	益				201,106

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年 4月1日から) (2019年3月31日まで)

(単位:千円)

		株 主 資 本	
項目	資 本 金	資本乗	第 金
		資本準備金	資本剰余金合計
2018年4月1日残高	1,241,700	1,203,754	1,203,754
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当 期 純 利 益			
固定資産圧縮積立金の取崩			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	_	_	_
2019年3月31日残高	1,241,700	1,203,754	1,203,754

							(+17.11)
			株	主 資	本		
		利	益 剰 余	金			
項目		そ	の他利益剰余	金	刊光到今今	自己株式	株主資本
	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計		合計
2018年4月1日残高	167,250	29,854	2,300,000	990,778	3,487,883	△237,444	5,695,893
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△69,640	△69,640		△69,640
当期純利益				201,106	201,106		201,106
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,585		1,585	_		_
自己株式の取得						△232	△232
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	△1,585	_	133,051	131,465	△232	131,232
2019年3月31日残高	167,250	28,268	2,300,000	1,123,830	3,619,349	△237,677	5,827,126

	評価・換算差額等				
項目	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2018年4月1日残高	61,000	△4,567	476,930	533,362	6,229,256
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△69,640
当期純利益					201,106
固定資産圧縮積立金の取崩					_
自己株式の取得					△232
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△24,378	2,561		△21,817	△21,817
事業年度中の変動額合計	△24,378	2,561		△21,817	109,415
2019年3月31日残高	36,621	△2,005	476,930	511,545	6,338,672

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- 1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有 価 証 券
 - ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) た な 卸 資 産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物7~50年構築物7~50年機械及び装置2~8年車輛及び運搬具2~7年工具、器具及び備品2~10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表 と異なります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

- 4. その他計算書類作成のための重要な事項
 - (1) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引(為替予約取引、オプション取引)

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取 引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

⑤ リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実 行および管理を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 期末日満期手形の会計処理

当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日末期手形を満期日に決済が行われたとして 処理しております。

受取手形16,038千円支払手形31,790千円

- 2. 担保資産
- (1) 担保に供している資産

建物460,255千円土地1,533,153千円計1,993,409千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金50,000千円長期借入金100,000千円計150,000千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の

延納に関する保証

31,507千円

3,154,787千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 939,676千円

5. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 313,397千円

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の

期末における時価と

再評価後の帳簿価額との △658,894千円

美額

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との営業取引

売 上 高623千円仕 入 高2,147,836千円そ の 他1,682千円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

5,082千円

3. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売 上 原 価 2,627千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普 通 株 式 193,944株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、役員退職慰労引当金の否認、減損損失の否認、退職給付引当金の否認等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金等であります。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社

	属性	会社等の名称	議決権等の (被所有)所 有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の兼任	原材料有償支給	2,147,836	未収入金	900,256
	子会社	永大化工 所有 ベトナム会社 直接 100.00	而 方	当社製品の販売および原材	(注)2	2,147,030	買掛金	313,397
			料の有償支給、資金の貸	資金の回収	26,462	関係会社 貸付金	111,010	
				付	受取利息 (注)3	2,898	未収利息	2,807

- (注) 1. 上記の取引金額および期末残高には、消費税等を含めておりません。
 - 2. 取引条件および取引条件の決定方法 永大化工ベトナム会社との取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 3. 利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

5,006円63銭

158円84銭

1株当たり当期純利益

(注) 当社は、2018年10月1日をもって普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

[重要な後発事象]

「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に同様の内容を記載しているため、記載を省略 しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

永大化工株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 一 昭 印 第 務 執 行 社 員 公認会計士 金 子 一 昭 印

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 秀 男 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大化工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大化工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

永大化工株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一昭 印 業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 秀 男 印業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大化工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月5日

永大化工株式会社 監査役会

監査役(常勤) 佐藤吉弘 ⑤

社外監査役 本 渡 諒 一 ⑩

社外監査役 北 畠 昭 二 印

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第64期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 65円00銭

総解

82,293,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - (1) 当社は、過半数の社外取締役を含む取締役で構成され、取締役の職務執行の監査を担う監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の 新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。

- (2) 併せて、非業務執行取締役等が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象を拡大するべく、現行定款第44条(損害賠償責任の一部免除)第2項の一部を変更するものであります。 なお、現行定款第44条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

TD/= +++	(下線は交叉即力で小しより。)		
現行定款	変更案		
第1章 総則	第1章 総則		
第1条~第3条(省略)	第1条~第3条 (現行どおり)		
(機関)	(機関)		
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。(1) 取締役会(2) <u>監査役</u>(3) <u>監査役</u>(4) 会計監査人	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。(1) 取締役会(2) 監査等委員会(3) 会計監査人		
第5条~第18条 (省 略)	第5条〜第18条(現行どおり)		
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会		
(員数)	(員数)		
第19条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第19条 当会社の取締役 (監査等委員である者を除		
(新 設)	<u>く。)</u> は、 <u>7</u> 名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以 内とする。		

現行定款	変更案		
(選任方法)	(選任方法)		
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員 である取締役とそれ以外の取締役とを区別し て選任する。		
2. (省略)	2. (現行どおり)		
3. (省略) (新設)	3. (現行どおり) 4. 当会社は、会社法第329条第3項により法令		
(村) (立)	4. 当去社は、云社法第329条第3項により法可 に定める監査等委員である取締役の員数を欠 くことになる場合に備え、株主総会において 補欠の監査等委員である取締役を選任するこ とができる。		
(新 設)	5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任 に係る決議が効力を有する期間は、当該決議 によって短縮されない限り、当該決議後2年 以内に終了する最終の事業年度に関する定時 株主総会の開始の時までとする。		
(任期)	(任期)		
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。		
(新 設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。		
(新 設)	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。		
2. 増員 <u>または補欠</u> として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	4. 増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。		

変更案 現行定款 第22条~第23条 (省 略) 第22条~第23条 (省 略) (取締役会の招集通知) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役および各監査役に対して発する。 に各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間 ただし、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。 を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるとき 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手 は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催 続きを経ないで取締役会を開催することがで することができる。 きる。 第25条 (省略) 第25条 (現行どおり) 第26条 当会社は、取締役(当該決議事項について 第26条 当会社は、取締役(当該決議事項について 議決に加わることができるものに限る。)の 議決に加わることができるものに限る。)の 全員が、取締役会の決議事項について書面ま 全員が、取締役会の決議事項について書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示をした たは電磁的記録により同意の意思表示をした ときは、当該決議事項を可決する旨の取締役 ときは、当該決議事項を可決する旨の取締役 会の決議があったものとみなす。 会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときはこの限 りでない。 (重要な業務執行の委任) (新 設) 第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の 規定により、その決議によって、取締役会の 決議によって、取締役会において決定すべき 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事 項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役

に委任することができる。

現行定款 変更案 (取締役会の議事録) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領および 第28条 取締役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令に定める事項に その結果ならびにその他法令に定める事項に ついては、これを議事録に記載または記録 ついては、これを議事録に記載または記録 し、出席した取締役および監査役がこれに記 し、出席した取締役がこれに記名押印または 名押印または電子署名を行う。 電子署名を行う。 (取締役会規程) (取締役会規程) 第28条 (省略) (現行どおり) 第29条 (報酬等) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益(以 価として当会社から受ける財産上の利益(以 下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議 下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議

によって、監査等委員である取締役とそれ以

外の取締役とを区別して定める。

によって定める。

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	第5章 <u>監査等委員会</u>
<u>(員数)</u>	
第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
(選任方法)	
第31条 監査役は、株主総会において選任する。	(削 除)
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使すること	
ができる株主の議決権の3分の1以上を有す	
る株主が出席し、その議決権の過半数をもっ	
<u>て行う。</u>	
(補欠監査役)	
第32条 会社は、補欠監査役を置くことができる。	(削 除)
2. 会社が補欠監査役を置く場合、補欠監査役の	
予選の効力は、当該選任のあった株主総会	
後、最初に開催する定時株主総会開始の時ま	
<u>でとす</u> る。	
3. 2名以上の補欠監査役が予選されている場	
合、会社は監査役会の意見を得て、取締役	
会の決議により、当該補欠監査役相互間に	
おける監査役就任の優先順位を決定する。	
また、決定された優先順位を変更すること	
<u>ができ</u>	
4. 会社は、予選した補欠監査役について、監査	
役就任前にその予選の取消しを行うことがで	
きる。この場合、当該取消手続きについて	
は、監査役会の意見を得て、取締役会決議で	
<u>これを決する。</u>	

現行定款	変更案		
(任期)			
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す			
る事業年度のうち最終のものに関する定時株	(削 除)		
主総会の終結の時までとする。			
<u> </u>			
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として			
選任された監査役の任期は、退任した監査役			
の任期の満了する時までとする。			
	 (常勤の監査等委員)		
第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役	 第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤		
を選定する。	の監査等委員を、監査等委員会の決議をもっ		
	て選定することができる。		
(監査役会の招集通知)			
第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで	第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前		
に各監査役に対して発する。	までに各監査等委員に対して発する。		
ただし、緊急の必要があるときは、この期間	ただし、緊急の必要があるときは、この期間		
を短縮することができる。	を短縮することができる。		
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の		
きを経ないで監査役会を開催することができ	手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ		
 る。	 とができる。		
(監査役会の決議方法)	 (<u>監査等委員会</u> の決議方法)		
第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある	 第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定め		
場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	ある場合を除き、議決に加わることのできる		
	監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の		
	i .		

現行定款 変更案 (監査役会の議事録) (監査等委員会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領および 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領お よびその結果ならびにその他法令に定める事 その結果ならびにその他法令に定める事項に ついては、これを議事録に記載または記録 項については、これを議事録に記載または記 し、出席した監査役がこれに記名押印または 録し、出席した監査等委員がこれに記名押印 電子署名を行う。 または電子署名を行う。 (監査役会規程) (監査等委員会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または 款のほか、監査役会において定める監査役会 本定款のほか、監査等委員会において定める 規程による。 監査等委員会規程による。 (報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ (削)除) て定める。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第40条~第42条 (省 略) 第36条~第38条 (省 略) (報酬等) (報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査|第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査

等委員会の同意を得て定める。

役会の同意を得て定める。

現行定款

第7章 取締役、<u>監査役</u>および会計監査人の責任免除 (損害賠償の一部免除)

第44条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)および会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役、社外監査役および会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第8章 計算

第45条~第48条 (省略)

(新 設)

変更案

第7章 取締役および会計監査人の責任免除 (損害賠償の一部免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)および会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行等であるものを除く。) および会計監査人(以下「非業務執行取締役等」という。) との間に、同法第423条第1項に規定する非業務執行取締役等の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第8章 計算

第41条~第44条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

附則 当会社は、第64回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する損害賠償責任の取締役会の決議による一部免除及び当該責任を限定する契約については、当該変更の効力が生ずる前の当会社定款第44条の定めは、なお効力を有する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(6名)は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	うら よし のり 浦 義 則 (1964年 4 月24日生)	1990年 7 月 当社入社 2007年 4 月 当社管理本部経理部次長 2009年 7 月 当社管理本部経理部長 2012年 4 月 当社管理本部副本部長 2013年 4 月 当社管理本部長 2013年 6 月 当社財締役管理本部長 2014年 6 月 当社常務取締役財務・経理部門統括兼旧担当 2016年 6 月 当社専務取締役財務・経理・IR統括 2019年 4 月 当社代表取締役専務(現任) (重要な兼職の状況) 永大化エベトナム会社 Director	3,100株
2	すず き こう じ 鈴 木 広 二 (1969年7月31日生)	1992年 4 月 当社入社 2009年 7 月 当社奈良事業本部営業部次長 2011年 4 月 当社奈良事業本部営業部長 2015年 6 月 当社奈良事業本部営業部長 栃木事業本部営業部長 2016年 6 月 当社取締役自動車用品営業部門統括兼 奈良事業本部長(現任)	1,500株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	s り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	さ とう よし ひる 佐 藤 吉 弘 (1954年2月5日生)	1977年 4 月 株式会社大阪銀行(現 株式会社関西 みらい銀行)入行 2005年 6 月 当社出向総務部次長 2009年 7 月 当社内部監査室長 2013年 4 月 当社入社内部監査室長 2013年 6 月 当社常勤監査役(現任)	1,900株
2	ゃぶ もと のり やす 籔 本 憲 靖 (1947年2月25日生)	1970年 4 月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 2004年 3 月 近畿コカ・コーラボトリング(株) 取締役営業部長 2006年 3 月 三笠コカ・コーラボトリング(株) 代表取締役専務執行役員 三笠ビバレッジサービス(株) 代表取締役社長 2008年 2 月 同社退社 2014年 6 月 当社社外取締役(現任)	200株
3	きた ぱたけ しょう じ 北 畠 昭 二 (1947年2月14日生)	1969年 4 月 大阪国税局入局 2006年 8 月 北畠税理士事務所開設(現任) 2013年 6 月 当社補欠監査役 2014年 6 月 当社社外監査役(現任) 2018年 6 月 芦森工業株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 北畠税理士事務所税理士 芦森工業株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 籔本憲靖氏および北畠昭二氏は社外取締役の候補者であります。 なお、当社は、籔本憲靖氏および北畠昭二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 - 3. 社外取締役候補者の選任理由

籔本憲靖氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、監査等委員に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

北畠昭二氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、税理士として培われた専門的な知識・経験等を、監査等委員に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

- 4. 籔本憲靖氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
- 5. 籔本憲靖氏および北畠昭二氏は当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- 6. 籔本憲靖氏および北畠昭二氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
- 7. 籔本憲靖氏および北畠昭二氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- 8. 籔本憲靖氏および北畠昭二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
- 9. 籔本憲靖氏および北畠昭二氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 10. 籔本憲靖氏および北畠昭二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
がし もと まさ ずみ 樫 本 正 澄 (1952年1月18日生)	1970年 4 月 大阪国税局入局 2012年 8 月 税理士登録 2012年 8 月 樫本正澄税理士事務所開設(現任) (重要な兼職の状況) 樫本正澄税理士事務所税理士	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 補欠の監査等委員である取締役候補者樫本正澄氏は、社外取締役の候補者であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。
 - 3. 樫本正澄氏は、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくことが期待されるものであります。

樫本正澄氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- 4. 樫本正澄氏は当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- 5. 樫本正澄氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
- 6. 樫本正澄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去5年間に当社の特定 関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- 7. 樫本正澄氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、 過去2年間に受けていたこともありません。
- 8. 樫本正澄氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 9. 樫本正澄氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社の現在の取締役の報酬額は、2012年6月28日開催の第57期定時株主総会において年額132百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額110百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名(うち社外取締役1名)ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は2名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額45百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第8号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任いたします大野裕之氏、尾崎全孝氏、山本幸男氏、および監査役を退任いたします本渡諒一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社が定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として選任される監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

退任取締役および退任監査役の略歴は以下のとおりであります。

ふりが な 氏 名	略	歴
_{おお の ひろ ゆき} 大 野 裕 之	2016年 4 月 当社代表取締役社長(現任)	
ぉ ざき まさ たか 尾 崎 全 孝	2016年 6 月 当社常務取締役(現任)	
やま もと ゆき ぉ 山 本 幸 男	2013年 6 月 当社取締役(現任)	
ほん ど りょう いち 本 渡 諒 一	1996年 6 月 当社監査役 (現任)	

第9号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策) 継続の件

当社では、2016年度の第61回定時株主総会において「当社株式の大量規模買付行為への対応方針(買収防衛策)導入の件」を株主の皆様にご承認をいただきましたが、その有効期間は、本総会の終結の時となります。

当社は、当該買収防衛策の継続について検討を行った結果、2019年5月9日開催の取締役会において、本定時総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議いたしました。

本プランは、当社の企業価値を向上させ、当社株主の皆様方の共同利益および当社の企業価値を毀損する態様での当社株式の大量買付行為を未然に防止することを目的としており、有効期限(第67回定時株主総会終結の時まで)および第2号議案が承認可決されることを条件に監査等委員会設置会社への移行を予定していることに伴い廃止される監査役(会)制度に関する所要の変更等を除き、第61回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同じであります。

本プランの概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂製品の専門メーカーとして、永年にわたり培った技術力の蓄積と経験に対する理解ならびに、取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社子会社およびその役職員との間で長期間にわたって築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することができないものと考えております。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

2. 本プラン導入の必要性

以上のように、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為等は、それが成就すれば、当社の事業および経営の方針に直ちに 大きな影響を与えうるものであるところ、大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価 値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに 濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールにしたがって、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があると認識しております。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社および株主共同の利益のため、2016年4月8日開催の取締役会において、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを導入することとし、2016年度の第61回定時株主総会で株主の皆様に本プランの導入につきご承認をいただきました(ご参考のために本プランについてのフローチャートを69頁に記載しております)。

3. 本プランの継続の必要性

本プランは、2019年6月27日開催予定の第64回定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間が満了となります。

当社では、これまで、買収防衛策に関係する法令、裁判例、実務での運用実態および企業社会の状況を踏まえつつ、長期的に、当社グループの企業価値(お客様、お取引先、従業員、地域社会等の各利益を含みます。)を向上させ、当社株主の皆様方の共同利益を確保するという観点から、その継続の是非および内容変更の要否について検討してまいりましたが、本プランの導入後も、当社を取り巻く経営環境、当社における企業価値向上に向けた取組みや、当社において本プランを必要とする事情等については、基本的部分においては変化がないと判断されたことから、2019年度の第64回定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、本プランを継続することが必要であるものと判断したものです。

なお、2019年5月9日現在、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。また、2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」に記載のとおりです。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)。

— 60 —

注1:特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)
- (ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合 (同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(2) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランにしたが う旨および大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買 付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付しますので、大規模買付者は、当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。

必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ (共同保有者および関係者を含みます。) の概要 (大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け(調達スキームを含みます。)、買付けの時期、取引の仕組み等
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補(当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)等

- ⑤ 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- ⑥ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(下記(4)に定義されます。)に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および当社 取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められ る範囲において、速やかに開示します。

(3) 取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、 60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合)

または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により、30日間(初日不算入)を上限として、取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家(フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

(4) 独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会(その概要につきましては別紙2を、独立委員会の委員の氏名・略歴につきましては別紙3をご参照ください。)を設置します。独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外取締役および外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとしま

す。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動するべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- ① 必要情報が不十分である場合に大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- ② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- ③ 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- ④ 直接または当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- ⑤ 本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益 に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとします。

(5) 大規模買付者に対する対応方針

i 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合ないし、株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済 原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産 等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による 株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません)が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ② 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害 関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上 を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権 を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付 者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑨ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害さないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ii 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、 大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

(6) 対抗措置の具体的内容

上記(5)により、取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律および当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙4に記載のとおりです

が、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けます。

なお、当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の 留保を付して勧告を行った場合、または、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付者に対する対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告に基づき、または勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋がるものと考えます。したがいまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合または、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様(大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについては今後新株予約権の発 行登録を予定しており、新株予約権の概要については別紙4記載のとおりです。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当ての基準日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1

個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(6)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権の無償割当てに際しては、割当ての基準日における株主名簿に記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当ての基準日までに、名義書換手続きを行っていただく必要があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、新株予約権の 無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法 令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知 の内容をご確認ください。

6. 本プランの継続の決定の経緯と有効期限等

本プランは、2016年4月8日開催の取締役会においてその導入を決議し、2016年度の第61回定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただきましたが、2019年6月27日開催予定の第64回定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間が満了となります。

当社では、本プランの導入後も、買収防衛策に関係する法令、裁判例、実務での運用実態および企業社会の状況を踏まえつつ、長期的に、当社グループの企業価値(お客様、お取引先、従業員、地域社会等の各利益を含みます。)を向上させ、当社株主の皆様方の共同利益を確保するという観点から、その継続の是非および内容変更の要否について検討してまいりましたが、その結果、2019年5月9日の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第64回定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただくことを条件に本プランを継続することを、出席した取締役全員の一致で決議しました。

なお、当社監査役全員は、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

本プランの継続について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、その有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、かかる有効期間前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向にしたがって随時これを廃止させることが可能です。

— 66 —

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

7. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2019年6月27日開催予定の第64回定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、本プランを継続するものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

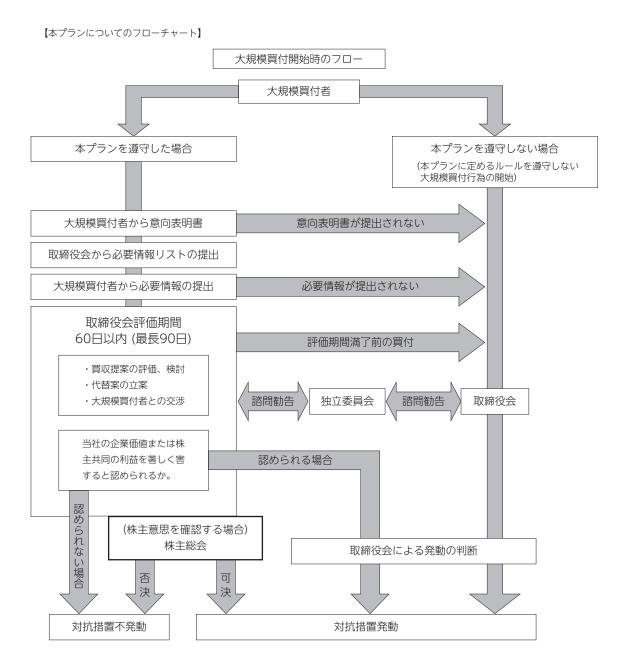
(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、別紙2「独立委員会の概要」にあるとおり、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要 については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資 する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記5.にて記載したとおり、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。



大株主の状況 (2019年3月31日)

氏名または名称	所有株式数	発行済株式数に対する 所有株式数の割合(%)
永大化工株式会社	193,900	13.28
和田 正行	122,400	8.38
永大化工共栄会	120,800	8.27
有限会社ウェルエンタープライズ	51,900	3.55
加貫 るり子	41,000	2.81
遠山 和子	40,000	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	36,800	2.52
GMOクリック証券株式会社	35,000	2.40
星和電機株式会社	32,400	2.22
和田 和子	32,200	2.21

- (注) 1. 所有株式数は、百株未満を切捨てて表示しております。
 - 2. 発行済株式の総数1,460,000株に対する持株数の比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

別紙2

事業報告

類

独立委員会の内容

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社社外取締役および外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うにあたって、当社企業価値および当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
 - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の 発動
 - ② 買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
 - ③ 前二号に準じる重要な事項
 - ④ その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会の委員の氏名および略歴

・ 籔本 憲靖(やぶもと のりやす)

略歴 1947年2月 生まれ

1970年4月 近畿コカ・コーラボトリング株式会社入社

2006年3月 三笠コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役専務執行役員

三笠ビバレッジサービス株式会社代表取締役社長

2008年2月 同社退社

2014年6月 当社社外取締役就任

・ 渡邊 徹(わたなべ とおる)

略歴 1966年2月 生まれ

1991年3月 京都大学法学部卒業

1991年4月 最高裁判所司法研修所入所

1993年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)

1998年1月 北浜法律事務所パートナー就任

・ 平塚 博路(ひらつか ひろみち)

略歴 1967年7月 生まれ

1997年4月 中央監査法人京都事務所(現 PwC京都監査法人)入所

1999年5月 公認会計士登録

2002年7月 平塚公認会計士事務所開設 (現任)

2008年7月 霞が関監査法人 (現 太陽有限責任監査法人) 入所社員就任

2013年10月 太陽ASG有限責任監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所パートナー就任

2017年4月 仰星監査法人入所パートナー就任(現任)

別紙4

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法 (新株予約権無償割当て)

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という。)において定める割当ての基準日における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

- 5. 新株予約権の目的となる株式の総数
 - (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)を控除した数を上限とする。
- 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ (議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。) に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者 (ただし、当社の株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者および本日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除く。以下、「例外事由該当者」という。) ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議にしたがい、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。この場合における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号

JR天王寺駅東口

都シティ 大阪天王寺 (旧:天王寺都ホテル) 5階 高取の間

電 話 06 (6628) 3200

